

ふくしまユニバーサルデザイン推進計画に係るその他意見等

資料 4

意見No.	ページ	施策No.	事業名等	担当部局等	担当各課（室）	提案委員	意見等内容	担当課回答
①			その他			佐藤委員	視覚障害者とマイナンバーカードについて 近年、マイナンバー制度は国民にとってきわめて重要なインフラとなっており、国民生活の上でこの利活用はきわめて重要なものだが、視覚障害者にとってこの利活用上の制約がきわめて大きいのが現状である。 しかし、この制約への対応は「適用除外規定」などによるおざなりのものが多く、制度からの「排除」であり、「配慮したつもり」になっているようなものといわざるを得ない。 とりわけマイナ保険証についての以下の状況は早急な改善対応が必要である。 ○マイナ保険証によるオンライン資格情報確認システムについて 視覚障害者が病院や診療所などを受診するとき、マイナンバーカードリーダーでの顔認証や認証コード入力することができないため、資格認証困難事例として以下のような適用除外規定を設けて対応している。 マイナ保険証利用時に顔認証や暗証番号での受付が難しい場合は 目視で本人確認を行うことができます 何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方は、医療機関・薬局の受付の職員にお声がけいただければ、職員による目視での本人確認が可能です。 このような不特定第三者の代替（目視モードによる医療機関職員などの目視確認を推奨）は、いたずらに視覚障害者のプライバシー侵害を危惧がさせるものであり、ユニバーサルデザインからはかけ離れている。多くの視覚障害者は、マイナンバーカードリーダーにテンキーボードなどの補完機器や音声読み上げ機能が具備されていれば、自身での認証コード入力ができオンライン視覚認証も可能である。制度・機能の改善対応が望ましい。 ○受領委任払いを行う柔整あはき施術所での資格確認と療養費請求システム等について ①マイナ保険証によるオンライン確認を行う際、視覚障害のあるあはき師が容易に音声機能を用いてオンライン資格確認ができるようにする等、カードリーダーやシステムを改良すること。 ②マイナ資格確認アプリの音声読み上げ機能の利便性を改善すること。	御意見として、承ります。